

総括

■ 種別

高度・専門機能「救急医療・災害時の医療」を適用して審査を実施した。

■ 認定の種別

書面審査および2月4日に実施した訪問審査の結果、以下のとおりとなりました。

高度・専門機能「救急医療・災害時の医療」 認定

■ 改善要望事項

高度・専門機能「救急医療・災害時の医療」
該当する項目はありません。

1. 病院の特色

貴院は、1969年に整形外科医院を開院し、整形外科専門病院へと発展した歴史を持つ。現所在地に新築移転前の2012年にドクターカー運用を開始し、2014年の新築移転を契機に救急医療を軸とした診療科の充実を図り、整形外科疾患を中心とする高難度医療とリハビリテーションに取り組んでいる。また、救急医療に注力して地域に求められる医療の充実を図り、救急医療用ヘリの運用を開始し、救急相談ダイヤルの独自運用を手掛けて地域貢献を成し遂げてきた実績がある。DMAT指定病院、災害拠点病院の認定を経て、これまでの救急医療の実績をもとに2024年に三次救急医療機関として「救命救急センター」を設置するまでの発展を遂げてきた。鹿児島市が位置する鹿児島保健医療圏における地域中核病院として更なる充実を目指している。広大な鹿児島県の救急需要に対して、救急医療用ヘリ・ドクターカーを擁して、救急患者を断らないことを基本に患者を受け入れ、地域住民から厚い信頼を得ている。「患者さん・ご利用者さんの笑顔のために切れ目のない医療・介護体制を提供する」という理念と「一秒を救う。一生につなぐ。」のコンセプトのもと、さらなる発展を期待するとともに、この度の受審がその礎となることを祈念する。

2. 地域の救急医療を支える効果的な仕組み

基本理念を「すべての患者に、迅速で最良の救急医療を」と掲げ、4項目にわたる運営方針のなかで「24時間365日、軽症から超重症まで、あらゆる患者を断ることなく受け入れる」姿勢を明示している。医療連携や消防・救急搬送等の基本統計を把握し、「98%」の高い応需率を維持して地域の救急医療を支えている。救急

救命士の病院実習等の教育を多岐にわたり実践している。

救命救急センター長を責任者とし、外来部門（ER）・ICU・HCU・救命病棟の一括した管理を体制図に示し、多職種が連携する救急医療を提供している。安全かつ効率的な救急診療を維持継続するための情報を共有している。救急医療用ヘリ・ドクターカーといった病院前救護の運用に加え、Walk-in から重症重篤患者の救急診療を実践している。外来部門では、緊急処置・手術から重症集中治療を提供するための施設・設備を備えている。病床稼働率は 97.2%であるなか、入退院情報を適宜把握し、新規救急患者の受け入れに必要な病床を確保している。地域の医療機関と連携し、継続的な診療が可能な施設への転院調整を円滑に進める体制を運用している。

3. 救急医療への適切な対応

救急医療用ヘリ・ドクターカーを運用し、病院前救護から早期医療介入と安定化処置を行う体制を構築しており秀でている。救急搬送患者の受入基準・手順を運用し、「断らない救急医療」を病院全体で実践している。電話相談ダイヤルにより、情報提供を積極的に行っている。外来部門（社会医療法人緑泉会 米盛病院）では、看護師がトリアージを実施している。外来部門（ER）では「トラウマ・コード」を運用して、迅速な外傷診療体制を有している。放射線検査室、臨床検査室、内視鏡室が隣接しており、検査が円滑に行われ診断と緊急治療へ繋げている。感染防護対策マニュアルにより、環境を整備して感染伝播防止に配慮した体制を確立している。

リハビリテーションは年中無休で提供し、早期回復と機能予後改善に大きく寄与している。診察エリアではプライバシーの確保に努め、重症患者診療の進捗状況などを家族に説明して精神心理面への支援に配慮している。説明内容や家族の反応は、入院後も共有して継続的な支援を提供している。帰宅患者に対しても資料を用いて自宅での注意点や再診の目安などを医師が指導を行い、自宅療養の安全を確保している。

4. 救急部門の質改善に向けた取り組み

一次救命処置は、全職員を対象に教育・訓練を行い、急変時の初期対応を習得できる体制を整えている。病棟看護師には急変の予兆に気付き、院内迅速対応システムを起動し、対応チームと連携する教育が行われている。救急部門では、ER 看護師は救急医療用ヘリ・ドクターカー同乗に関する教育、ICU、HCU、救命病棟では各ユニットでの業務内容を踏まえた専門的な教育を実施している。日本救急看護学会のクリニカルラダーを参考にラダー制を導入し、看護実践能力の向上を支援している。救急救命士は、救急調整室から救急相談ダイヤル業務による情報を存分に提供している実績がある。救命救急センターカンファレンス、外傷症例検討会、M&M カンファレンスを多職種が参加して定期的に行い、治療経過の振り返りと課題抽出を行っている。外来トリアージも看護部が中心となり、症例を検証してトリアージの精度を高めるために取り組んでいる。日本外傷データベースに症例登録し、

RTS、AIS、ISS、予測生存率等の客観的指標を用いて診療の評価に取り組み、心肺停止症例登録、脳卒中レジストリ、外科NCD登録なども同様に取り組んでいる。病院全体を統括する「QI会議」を設置し、組織的な質向上活動として各診療科の臨床指標について目標達成状況を確認し、より高いレベルへの医療の質向上を目指している。

5. 災害時の適切な対応のための体制

災害拠点病院として、災害対応の初動から派遣まで、理念に基づいた運営を実践している。能登半島地震でも県庁および他医療機関と綿密に連携し、DMAT派遣の決定から後方支援まで迅速に対応した実績がある。同時にJMAT、日本リハビリテーション支援チーム(JRAT)も派遣して地域医療支援に貢献している。外来部門

(ER)に必要な物品を常備して、派遣要請に常時対応可能な体制を構築している。救急医療用ヘリ・ドクターカーに加え、災害対応専門車両を配備し、常時出動が可能である。病院独自の救急医療用ヘリ・ドクターカーの配備により、現場への医師派遣と複数の重症者・中等症者・軽症者の同時受け入れ体制を整備している。外来部門には壁面酸素配管を設置し、ラーニングセンターを避難所として活用可能な構造としている。地震・停電等の自然災害時における多数傷病者を受け入れる際のライフライン確保と食料を備蓄し、優先供給協定を締結して実効性の高い災害対策整備している。

特殊災害に対して、多数傷病者事案等で搬送された際に対応できるよう、汚染患者用除染スペース、スタッフ用個人防護具等、対応するため各種マニュアルと装備を整備している。有事の際にマニュアルに基づく適切な初動対応を可能とするため、職員向け事業継続計画(BCP)も策定している。

1 地域の救急医療を支える効果的な仕組み

評価判定結果

1.1	救急部門の地域における役割、基本方針と連携体制	
1.1.1	地域における役割を踏まえた救急部門の運営理念・運営方針を明確にしている	Ⅱ
1.1.2	地域における役割と連携体制が適切に定められている	Ⅱ
1.1.3	地域における役割と連携体制の改善に努めている	Ⅱ
1.1.4	地域および他施設の医療従事者・救急隊員などの教育に関与している	Ⅱ
1.2	救急部門の体制の確立	
1.2.1	救急医療を提供するための組織体制が確立している	Ⅱ
1.2.2	救急部門に必要な人員が確保されている	Ⅱ
1.2.3	救急患者の記録入力支援体制が確立している	Ⅱ
1.2.4	救急医療に必要な施設・設備が整備されている	Ⅱ
1.2.5	救急患者を受け入れる病床が確保されている	Ⅱ

2 救急患者への適切な対応

評価判定結果

2.1	チーム医療による診療・ケアの実践	
2.1.1	救急患者を適切に受け入れている	I
2.1.2	救急患者受け入れ後の対応が適切に行われている	II
2.1.3	緊急時の検査・診断に迅速に対応している	II
2.1.4	救急患者の手術を適切に実施している	III
2.1.5	救急患者の受け入れや対応における危機管理が適切に行われている	II
2.1.6	救急部門において早期のリハビリテーションを適切に行っている	I
2.1.7	救急医療の記録を適切に記載している	II
2.1.8	患者・家族への配慮や指導がなされている	II

3 救急部門の質改善に向けた取り組み

評価判定結果

3.1 質改善に向けた取り組み

3.1.1	救急医療に関する教育・研修を行っている	Ⅱ
-------	---------------------	---

3.1.2	診療の質向上に向けた活動に取り組んでいる	Ⅱ
-------	----------------------	---

3.1.3	救急医療の質改善に必要なデータを活用している	Ⅱ
-------	------------------------	---

4 災害時の適切な対応のための体制

評価判定結果

4.1 災害時の医療支援と院内受け入れ対応のための体制

4.1.1	地域における役割を踏まえた災害時の対応に関する運営理念・運営方針を明確にしている	Ⅱ
-------	--	---

4.1.2	多数傷病者発生時の院外派遣体制が整備されている	Ⅱ
-------	-------------------------	---

4.1.3	多数傷病者発生時の院内受け入れ体制が整備されている	Ⅱ
-------	---------------------------	---

4.2 特殊災害への対応

4.2.1	病院の指定された役割分担に基づく特殊災害への対応のための体制が整備されている	Ⅱ
-------	--	---